

第2節 基本目標2「立 一人ひとりが主役になれるまち」を実現するために

立 一人ひとりが主役になれるまちを実現するための取り組みの概要

住民主体の活動への提言

- 地域福祉活動計画への参加を進め、地域での実践につなげていきましょう
- 「地域でできることは地域で」を合言葉に地域活動・ボランティア活動・助け合い活動への参加を促進しましょう
- 持続可能な地域活動・コミュニティビジネスを立ち上げましょう
- 誰もが役割を持って地域の中で活躍できる機会をつくりましょう

市としての政策・社会福祉協議会の取り組み

（自治の支援）

- 住民協議会の取り組みを支援します（市）
- 地域福祉活動計画の策定を支援します（社会福祉協議会）

（地域自立生活の支援）

- 地域包括支援センターの相談体制を充実させます（市）
- 地域密着型サービスを整備・拡充していきます（市）
- 障がい者の地域生活支援体制を確立します（市）
- 子育て支援センターを充実させていきます（市）

既出

- 地域活動・総合相談専門職（コミュニティソーシャルワーカー）の配置を検討します（市・社会福祉協議会）
- （仮称）松阪市保健・医療・福祉総合センターを設置します（市）



松阪市地域福祉計画編集委員会の様子

1. 住民主体の活動への提言

㊦ 活動の具体例

こんな取り組みを進めましょう

小地域での行動計画（地域福祉活動計画）への参加

市全体で取り組まなければならない課題や事業は多くあるとしても、多様な地域の実情を踏まえ、それぞれの地域で必要な取り組みを明確にしていくことが重要です。松阪市では社会福祉協議会を中心に、平成 20 年度（2008 年度）に地域福祉活動計画の策定に取り組めます。地域福祉計画の理念を踏まえ、小地域で実際にどのような「活動」をつくり出していくかをそれぞれの地域で考える取り組みが必要です。

こんな取り組みを進めましょう

「地域でできることは地域で」の心意気

「地域でできることは地域で解決する」。地域ごとに様々な課題がある中で、それぞれの地域で解決すべき課題は異なっているはずです。地区福社会の場や、住民協議会の場で地域の問題を話し合ひましょう。自分のことだけではなく、障がい者や高齢者、子どもなど様々な人の立場に立って考えてみると今まで見えなかった地域の課題が見えてくるかもしれません。もちろん、地域だけでは解決できないこと、もっと幅広い取り組みが必要な事柄については、行政とともに取り組んでいきます。

こんな取り組みを進めましょう

持続可能な地域活動・コミュニティビジネスの立ち上げ

コミュニティビジネスとは、地域の課題解決や、地域資源の発掘・活用などをビジネスチャンスとしてとらえ、主に地域住民が主体となって地域活性化や社会貢献と事業の自立・持続発展の双方を実現しようとする小規模なビジネスのことをいいます。お金がないことで事業や活動が継続できないのではなく、住民自身が工夫して持続可能な地域活動をつくり出していく取り組みが必要とされています。

こんな取り組みを進めましょう

誰もが役割をもって地域の中で活躍できる機会の創出

体が弱っても、障がいがあっても「弱者」と決めつけることはできません。各人が各人の「できること」を生かして、役割をもって生き生きと活躍できる地域にしていくことが必要です。宅老所などで高齢者を「お客さん」扱いせずに、みんなが主役・参加者という気持ちで活動を進めると高齢者も自然に元気になるのです。みんなが少しずつ「できること」を持ち寄れるような地域活動を進めていきます。

「一人ひとりが主役になれる」ためには、地域の様々な取り組みに、住民自身がまさに「主役」として参加していくことが不可欠です。地域の取り組みには、様々な地域活動、ボランティア活動、助け合いの活動があります。無理のない範囲で、自分たちのできることに取り組んでいくことが求められます。

同じ松阪市内でも、地域の課題は様々です。小地域単位での住民主体の取り組みを進めるために、平成 20 年度（2008 年度）には、松阪市社会福祉協議会と地域住民が中心となって「松阪市地域福祉活動計画」を策定します。自らの住む地域の課題を明らかにし、どのように取り組み、解決していくかをそれぞれの地域で計画化していきます。地区福祉会を中心として、地域の一人ひとりが主役になれるような取り組みを進めていくために、地域福祉活動計画の策定に参加し、実践していくことが求められます。

地域福祉活動計画の策定を通じて、それぞれの地域で独自のさまざまな活動が生まれ、また「地域でできることは地域で」という機運や心意気が生まれてくることを目指します。

100人委員会からの意見

こんな意見が出されました！

- ✧ ボランティア活動への参加、ボランティアに参加！
- ✧ ボランティア活動推進のリーダー養成
- ✧ 認知症や障がいを持つ人の目線で！
- ✧ 老人や弱者が生きがいを持ち、趣味を楽しんで自立していける社会を目指す
- ✧ 道路、公園をつくる場合、市民が参加して意見を言う
- ✧ 誰かがやってくれるのではなく、自分が楽しんで参加するという意識を高める
- ✧ 退職金等を利用した住民によるコミュニティ・バスの運営
- ✧ 宅老会の立ち上げ
- ✧ 自助・共助活動の推進・助け合いの心を育てる
- ✧ 自助・共助・公助の連携
- ✧ 自分自身が健康に留意し、自助協力が必要
- ✧ 元気でパワーを生かした老人にできる仕事をしたい
- ✧ 地区での清掃の徹底

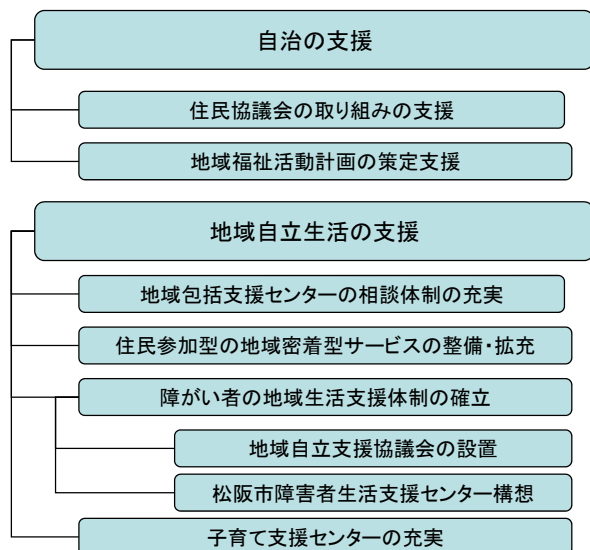


100人委員会の様子

2. 市としての政策・社会福祉協議会の取り組み

市や社会福祉協議会は、こうした住民の主体的な取り組みを支えていく必要があります。そのために、以下のような取り組みを今後も継続して進めていきます。

① 立 を具体化する政策・取組みの体系



(1) 自治の支援

①住民協議会の取り組みの支援＜市＞

＜現状＞

広大な面積と多様な特性を持つ本市全体に血がかよい気配りの行きわたった市政が展開できるシステムの構築のために、本市では地域マネジメントシステム推進事業を進めています。具体的には、住民自治を拡充するため、小学校区単位程度での住民自治協議会の設置を進めること、都市内分権の推進をするために、市内を数ヵ所に分けて、そこへ地域振興拠点（総合支所）を設置することを進めています。

(参考) これまでの地域マネジメントシステム推進事業の経過

平成 15 年 9 月	「地域マネジメントシステムの構築」についての諮問
平成 16 年 4 月	「松阪市地域マネジメント検討審議会答申書」の公表
平成 16 年 5 月～7 月	地域マネジメント説明会＜25 地区＞
平成 16 年 9 月～12 月	市長による地域マネジメント説明会＜25 地区＞
平成 17 年 6 月	地域内分権タウンミーティング・講演会＜108 名参加＞
平成 17 年 11 月～12 月	市長による地域マネジメント説明会（旧町 18 地区）
平成 18 年 1 月	地域マネジメント市民懇談会＜170 名参加＞
平成 18 年 4 月	身近なまちづくりサポート会議シンポジウム＜100 名参加＞

＜課題＞

- ✧ 住民協議会は、市民からの発議によって設立していくべきという発想に基づいており、設立した地区から始めていく「手上げ方式」をとっています。そのため、住民協議会の財源となりうる地域に交付されている補助金等について住民協議会を設立した地区と設立していない地区においての取り扱いの調整がまだ不十分です。
- ✧ 地域マネジメントを推進するためにも、今後の PR が必要です。しかし、住民への広報は自治会に委ねていることから、自治会未加入者の多い地域、あるいは人口が多い地域においては、普及に時間がかかりそうです。

＜取り組みの方向＞

- ✧ 小地域単位で住民が実際に参加し、決定し、事業を進めることで、自分たちが計画したものが実現できる（目に見えて実感できる）よう、地域マネジメントシステムを推進し、体制や法整備といった仕組みづくりを行います。これによって地区福祉活動などとも連動することで、地域福祉計画の取り組みも実践していきます。

②地域福祉活動計画の策定支援（第3章 第1節参照）

前節で述べたように、地域福祉活動計画の策定を支援することで、小地域単位で自らの地域にあった福祉活動を考え、つくり出していくことで自治の取り組みを支援していきます。

（２）地域自立生活の支援

①地域包括支援センターの相談体制を充実させます（松阪市高齢者保健福祉計画／介護保険事業計画による）

＜現状＞

介護保険法の改正により平成 18 年（2006 年）4 月より地域包括支援センターが創設されました。地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を続けられるようにするために、地域包括ケアを支える中核機関として総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援、介護予防ケアマネジメントといった機能を担うことがその役割です。

市内では、平成 18 年度（2006 年度）3 ヲ所を設置し、平成 19 年度（2007 年度）に 2 ヲ所増設して、合計 5 ヲ所で運営されています。包括的支援事業として位置づけられている 4 事業を一体的に行うとともに介護予防支援事業所として予防給付のケアマネジメントも行っています。

センターは、広いエリアの相談業務をカバーするため、在宅介護支援センターを協力機関として位置づけ、その業務を補助しています（平成 19 年度、13 ヲ所委託）。また市に地域包括支援担当の職員を配置し、後方支援も行っています。

＜課題＞

- ✧ 制度改正で新設された機関であるため、名称や役割についての周知が十分とはいえません。また、5 ヵ所の地域包括支援センターを開設していますが、地域特性により各センターは様々な課題を抱えています。
- ✧ 基本的な「包括的支援事業」のほかに「介護予防支援事業所」としての顔を併せ持つため、制度改正で新設された「予防給付」のマネジメントに追われて、本来の仕事がなかなか進まない状況にあると指摘されています。
- ✧ 認知症高齢者が急増するといわれ、高齢者虐待や消費者被害の防止など地域での見守り体制を構築していくための取り組みを進めていく必要があります。

＜取り組みの方向＞

- ✧ 特に、地域福祉計画との関連では地域で困った時に何でも相談できる、総合相談窓口が存在することが極めて重要です。地域包括支援センターは、現在制度改正の余波から、介護予防といった要支援者のケアマネジメント業務に追われているのが現状ですが、今後はこうした「地域の総合相談窓口」としての機能を強化していきます。
- ✧ 地域の総合相談窓口として認知してもらえよう、いっそうの広報・啓発に努めます。
- ✧ 現在は、計 5 ヵ所のセンターが整備されていますが、第 4 期介護保険事業計画で地域包括支援センターの適正な設置目標を定め整備を進めていきます。

②住民参加型の地域密着型サービスの整備・拡充を進めます（松阪市高齢者保健福祉計画／介護保険事業計画による）

＜現状＞

地域密着型サービスは平成 18 年（2006 年）4 月からの介護保険制度改正によって導入された新しいサービスです。これは住み慣れた地域での生活を支えるために、各市区町村の実情に応じて提供されるサービスであり、住み慣れた地域で暮らし続けていくことを支援するために極めて重要な役割を果たします。

地域密着型サービスには以下のようなサービスが含まれます。

小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービス、夜間対応型訪問介護、小規模（定員 30 人未満）介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模（定員 30 人未満）介護専用型特定施設入居者生活介護

特に、小規模多機能型居宅介護は、従来の介護保険サービスにはない新しい機能を備えており、地域での自立した生活を支えるために大きな役割を果たすことが期待されています。このサービスは、「通い（デイサービス）」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問（訪問介護）」や「泊まり（ショートステイ）」

を組み合わせサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるように支援するものです。このサービスが創設される以前は、「通い」、「訪問」と「泊まり」などの介護サービスをそれぞれ別の施設で受けることにより、それぞれの場面で利用者に対応するスタッフが異なるために馴染みの関係やケアの連続性が保たれないなどの問題がありました。一つの事業所で、なじみのあるスタッフから一貫したサービスを受けることができれば、認知症の高齢者も混乱することなく安心してサービスが受けられるのです。こうした地域での自立生活を支えていくためのサービスを市として整備していきます。

地域密着型サービスをよりよいものにしていくためには、住民の参画が重要です。住民との協力が地域密着型サービスを充実したものにしていきます。ただ単に、地域密着型サービスを推進するだけでなく、住民、事業者、行政が協働し、住民参加型の地域密着型サービスを目指します。

なお、本市では「第3期介護保険事業計画」において次のような整備計画を掲げています。

第3期事業計画における整備計画と現在までの整備実績

	平成18年(2006年)		平成19年(2007年)		平成20年(2008年)
	計画	実績	計画	実績	計画
小規模多機能居宅介護	4カ所	3カ所	3カ所	1カ所	25人 3カ所
夜間対応型訪問介護					
認知症グループホーム	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	
認知症デイサービス	13カ所	3カ所	8カ所	2カ所	12人 5カ所
小規模特別養護老人ホーム			1カ所	1カ所	29人 1カ所
小規模有料老人ホーム			1カ所	1カ所	

※平成19年度(2007年度)実績は、平成19年(2007年)10月22日現在の数値
<課題>

- ◇ 介護保険事業計画策定時においては、介護サービス事業所の整備が進められており、新たな地域密着サービスについても、事業者の参入があると計画をしていました。しかし、新たなサービスの介護報酬や最近の要介護者の傾向から、事業所からの問い合わせ等の反響が少ないのが現状です。
- ◇ 市として将来のさらなる高齢化、増加する認知症高齢者の対応のため、各サービス事業の整備は不可欠と考え、現状を見極め年度途中で整備圏域を緩めて募集をしているところです。
- ◇ 平成20年度(2008年度)整備計画の公募も平成20年(2008年)初頭から圏域ごとでの実施を予定しています。なお、平成19年度(2007年度)の公募については、現在圏域を外し市全体で未整備分を募集しているところです。

＜取り組みの方向＞

- ◇ できるだけ圏域ごとに地域密着型サービスを整備し、住み慣れた地域において暮らし続けていくことを支援していきます。
- ◇ 地域密着型サービスの運営に住民が関わっていくような仕組みを検討します。

（３）障がい者の地域生活支援体制の確立＜市＞

障がい者も住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるような環境をつくり出していかなくてはなりません。それには、地域住民の支え合いなどに加え、自立支援のための仕組みを構築することが重要な課題になります。障がい者も地域で安心して暮らしていけるよう、市としては次のような施策を重点的に進めています。

①地域自立支援協議会の設置（松阪市障がい者計画による）

＜現状＞

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条の規定によって実施する障害者相談支援事業を効果的に推進すること及び松阪市における障がい者相談支援ネットワークを構築し、地域の障がい者を支援していくことにより、障がい者の福祉の向上を図ることを目的に、地域自立支援協議会が設置されました。

地域自立支援協議会は、障がい者支援に関わる関係者の協議の場です。障がい者の生活をライフステージ（生まれてから亡くなるまで）の視点で包括的にとらえ、それぞれの場面で支援者がバラバラに支援するのではなく、定期的に一堂に会し、情報交換や支援システムの構築について話し合うのです。構成員が障がい者福祉の関係者だけではなく、教育関係者、企業代表者、公共職業安定所など多様なメンバーが含まれているのもそのためです。

地域自立支援協議会の概要

○事業開始：平成 19 年度（2007 年度）

○実施主体：松阪市

○構成員：30 人

障がい者団体代表者、障害者相談支援員、障害福祉サービス提供事業者、医師会代表者、教育関係者、障がい者雇用企業代表者、学識経験者、公共職業安定所職員、など

○機能

- ・ 障がい者相談支援の中立及び公平性を確保するために、相談支援事業要綱によって委託した相談支援事業者の運営評価
- ・ 困難な相談支援事例への対応のあり方に関する協議と調整としての個別ケア会議の開催
- ・ 地域の関係機関による相談支援ネットワークの構築と運営
- ・ 権利擁護制度や成年後見制度利用支援事業などの分野別の協議

・相談支援員の質的向上のための支援事業の実施

○設置 平成 19 年（2007 年）8 月 23 日

○事業 ・協議会開催 3 回

・個別ケア会議の開催

・障害者相談支援員研修会の開催（1 回をすでに開催し、年度末にも予定）

＜取り組みの方向＞

◇ 地域福祉の視点からは、障がい者も地域住民の一員として、安心して自分らしく暮らし続けていくことを支援していくことが重要です。地域自立支援協議会が、単に形式的なものにとどまらず、障がい者が地域で暮らし続けることを真剣に協議し、ライフステージに応じた福祉サービス利用援助が可能になるような協議の場として機能させていきます。

②松阪市障がい者生活支援センター構想（松阪市障がい者計画による）

松阪市障がい者計画では、小学校単位の区域に、障がい者やその家族が、安心して利用できる生活相談・人権相談システムを構築し、いつでも相談に応じられるようにしていくことを謳っています。そして、単に相談を受けるだけではなく、障がい者福祉関係機関や保健医療関係機関との連携を図り、障がい者ケアマネジメント体制をつくり上げ、必要とする支援やサービスを提供できるようにしていきます。

その体制の具体例として、障がい者生活支援センター（仮称）を設置し、既存の障がい者福祉関係施設に相談支援スタッフの配置を行い、その支援センターを拠点にした全市的な障がい者相談支援ネットワークを構築していきます。

平成 19 年度（2007 年度）は、松阪市障がい者生活支援対策検討会（仮称）を設置し、次の事項を検討します。

○障がい者生活支援センター設置の検討

○障がい児療育事業（松阪市療育センター）の検討

○障がい者（児）保健医療サービスの検討

（４）子育て支援センターの充実（松阪市次世代育成支援行動計画による）

＜現状＞

子育て支援センターは、育児不安などについての相談、親子の居場所づくり、子育てサークルへの支援、情報提供等、他機関との連携を図りながら地域の子育て・家庭に対する育児支援を行うことを目的とした支援施設です。

現在、本庁管内 8 カ所、嬉野管内 1 カ所、三雲管内 2 カ所、飯南管内 1 カ所の計 12 カ所が整備されています。今後さらに、本庁管内、嬉野管内、飯高管内において施設整備等をはかりながら、現在 12 カ所から 15 カ所の整備を目指しているところです。

地域福祉の視点からは、子育て支援センターの機能のうち、子育てサポーターや子育ての各種サークル、ボランティアの活動拠点としての機能を強化していくことが重要です。子育てしている親たちが安心して子育てができる環境を整えていくために、行政だけではなく、先輩ママや、当事者同士の支え合いの機能を強化していかなければなりません。

<課題>

- ☆ 事業を拡大していきたいが、人員的問題もあることから、ここ数年は現在の事業内容で実施しているという現状があります。

<取り組みの方向>

- ☆ 次世代育成支援行動計画に基づいて子育て支援センターの子育てサポーターの養成や、子育てサークルの活動などを支援していきます。